

いわき市空き家改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく必要な援助として、空家等の所有者等が、地域住民が利活用可能な公益的施設等への改修工事等を実施する場合に、その費用の一部を補助することにより、空家等の減少や地域コミュニティの再生等につなげることを目的とする、いわき市空き家改修支援事業補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次項に定めるものを除き、法の定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公益的施設等 地域コミュニティの維持・再生に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設若しくは文化施設等の用途をいう。

(2) 補助対象工事 補助金の交付の対象となる改修工事等をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空き家」という。）は、法第2条第1項の規定に基づく「空家等」のうち、次の各号のいずれにも該当する空家等とする。

(1) 市内に存する1年以上使用されていない空家等であること。ただし、空家等が長屋又は共同住宅の場合は、全戸が1年以上使用されていないものであること。

(2) 空家等の敷地内において、居住及びその他の使用の実態がないこと。

(3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市

の市税の滞納がない者のうち、いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者に該当しない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家を所有し、登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は家屋補充課税台帳又は固定資産税納税通知書に記載されている者）又はその相続人。
- (2) 補助対象空き家を借り受け、前号に規定する者から同意を得て当該空き家等を公益的施設等に利用しようとする者。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 補助対象空き家の改修工事等に要する工事費
- (2) 補助対象空き家の改修工事等により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保するうえで、補助対象空き家の改修工事等及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる改修工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設計費、消耗品及び備品の購入に要する費用を除いた改修工事等に要する諸経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該乗じて得た額が500万円を超えるときは500万円）以内とする。ただし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付の申請をするものとする。

この場合において、同項の補助金等交付申請書は補助金等交付申請書（第1号様式）、同項第1号の事業計画書は事業計画書（第2号様式）、同項第2号の収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同項第4号に規定する書類（以下「交付申請書の添付書類」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 位置図

- (2) 空家等の使用状況報告書（第4号様式）
 - (3) 誓約書（第5号様式）
 - (4) 登記事項証明書（未登記の場合は、家屋補充課税台帳又は固定資産税納税通知書等の写し）
 - (5) 申請者の納税証明書（第6号様式）
 - (6) 改修工事等の内容が確認できる見積書（内訳明細書を含む）、図面及び改修等実施箇所の写真
 - (7) 第4条第1号の相続人に該当する場合は、相続人であることを証明できる書類（所有者及び相続人の戸籍謄本又は除籍謄本等）
 - (8) 第4条第2号に該当する場合は、賃貸借契約書の写し及び同意書（第7号様式）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 規則第4条第1項第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（指令前着手の禁止）

第8条 補助対象者は、規則第5条第1項に規定する決定を受ける前に、補助対象工事に着手してはならない。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第2項に規定する交付決定の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 他の補助金の交付を受けないこと。
- (3) 補助対象工事後、公益的施設等として10年以上使用すること。
- (4) 公益的施設等として使用するために法令の許認可等が必要な場合は、第11条に規定する実績報告書の提出までに当該許認可等を得ていること。
- (5) 昭和56年5月31日以前に建築されている場合、第11条に規定する実績報告書の提出までに必要に応じて耐震改修工事を行い、耐震基準（地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく条例等の規定に適合するもの又はこれに準ずるものをいう。）に適合していること。

- (6) 補助対象工事後、周辺及び近隣住民に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (7) 補助対象工事の翌年度より10年間、毎年度末までにいわき市空き家改修支援事業活用状況報告書（第8号様式）により市長に報告すること。
- (8) 補助対象工事に係る収入および支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

（事業計画変更の承認）

第10条 規則第7条第1項に規定する事業計画変更の承認は、補助金の交付決定があった日の属する年度の12月末日までに受けなければならない。

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 改修工事等の内容を実質的に変更するものではなく、その細部についての変更
- (2) 補助金の額の変更を伴わない、補助対象経費の変更

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、当該完了の日から15日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定する補助事業等実績報告書は補助事業等実績報告書（第9号様式）、同条第1項に規定する収支決算書は収支決算書（第10号様式）とし、同条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書等の写し
 - (2) 補助対象工事の工事写真（着手前、工事中及び工事完了後）
 - (3) 補助対象工事に係る領収書の写し
 - (4) 第9条第4項に該当する場合は、許認可等を証する書類の写し
 - (5) 第9条第5項に該当する場合は、同項に適合することを証する書類の写し
- （財産の処分の制限）

第13条 規則第17条ただし書きに規定する市長が定める期間は、10年間とする。

2 前項に規定する期間内に、補助対象空き家を新たに改修しようとする場合

は、市長と協議すること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から実施する。